

令和 5 年 6 月 2 6 日

令和 5 年

第 2 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議案番号	題名
議第 6 1 号	大分市印鑑条例の一部改正について
議第 6 2 号	大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
議第 6 3 号	大分市税条例の一部改正について
議第 6 4 号	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 6 5 号	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 6 6 号	大分市立認定こども園条例の一部改正について
議第 6 7 号	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 6 8 号	大分市火災予防条例の一部改正について
議第 6 9 号	大分市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について
議第 7 0 号	市長の退職手当の額について
議第 7 1 号	他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について
議第 7 2 号	特定事業契約の締結について（新環境センター整備事業）
議第 7 3 号	工事委託契約の締結について（大南地区スポーツ施設施設整備工事）
議第 7 4 号	工事請負契約の締結について（大分市立大道小学校屋内運動場長寿命化改修及び職員室増築工事）
議第 7 5 号	工事請負契約の締結について（大分市立植田小学校屋内運動場長寿命化改修工事）

議案番号	題名
議第 76 号	工事請負契約の締結について（大分市立駕野小学校屋内運動場長寿命化改修工事）
議第 77 号	工事請負契約の締結について（大分市宮陸上競技場改修工事）
議第 78 号	市道路線の認定及び廃止について
議第 79 号	損害賠償の額の決定並びに示談について
報第 9 号	専決処分した事件の承認について （大分市税条例の一部改正について）
報第 10 号	専決処分した事件の承認について （大分市国民健康保険税条例の一部改正について）

## 議第 6 1 号

大分市印鑑条例の一部改正について

大分市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 2 6 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市印鑑条例の一部を改正する条例

大分市印鑑条例（平成 2 年大分市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 1 4 条第 1 項ただし書中「平成 1 4 年法律第 1 5 3 号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第 2 項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第 1 4 条の 2 第 1 項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第 1 5 条第 2 項中「、利用者証明用電子証明書の提供を受け」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供を受け、又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。）に組み込まれた公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体に同条第 7 項の規定による同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をし」に改める。

第 1 6 条第 1 号及び第 2 号中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

## 提案理由

印鑑登録証明書の記載事項から性別を削除するとともに、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 6 2 号

大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について  
大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 2 6 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例  
大分市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 4 0 年大分市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国に準じ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処した職員に係る特殊勤務手当について、特例措置を廃止いたしたく本案を提出する。

## 議第 63 号

大分市税条例の一部改正について

大分市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月26日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市税条例の一部を改正する条例

大分市税条例（昭和38年大分市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第27条の3第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第31条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、

給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第34条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第36条中「及び」を「、個人の」に、「の合計額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第38条第1項各号列記以外の部分中「受けているもの」を「受けている者」に、「によって」を「により」に改め、「及び次条」を削り、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同項第2号中「乗組む」を「乗り組む」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「ついては」を「ついて」に改め、同条第5項中「当該異動」を「、当該異動」に、「によって」を「により」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「納税義務者からの」を「当該納税義務者からの」に、「その事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者」を「当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者」に、「限り」を「限り、」に改める。

第40条中「によって」を「により」に改める。

第41条第1項中「市民税」を「個人の市民税」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、到来する」を「到来する」に改め、



同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「市民税」を「個人の市民税」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第41条の2第1項各号列記以外の部分中「によって徴収することが」「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第41条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第41条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第43条第2項中「においては」を「には」に改める。

第67条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第12条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第14条の2に次の1項を加える。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、  
3分の1とする。

附則第14条の3中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第20条の2第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第21条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第23条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第27条の3第2項並びに第34条の見出し及び同条第1項の改正規定、

同条に1項を加える改正規定並びに第36条、第38条、第41条、第41条の2及び第41条の6の改正規定並びに附則第21条の2第4項の改正規定及び附則第25条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（この条例による改正後の大分市税条例（以下「新条例」という。）附則第25条第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第31条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の大分市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第31条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき大分市税条例第31条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第14条の2第17項の規定は、令和5年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9の3第1項に規定する工事が行われた同項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税について適用する。この場合において、令和5年4月1日からこの条例の公布の日の前日までの間に当該工事が完了した場合における新条例附則第14条の3第11項の規定の適用については、同項各号

列記以外の部分中「当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日」とあるのは「大分市税条例の一部を改正する条例（令和5年大分市条例第 号。以下「令和5年改正条例」という。）の公布の日」と、同項第5号中「当該工事が完了した日」とあるのは「令和5年改正条例の公布の日」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第67条第1号エ及び附則第25条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第21条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

## 議第 6 4 号

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運  
営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 2 6 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運  
営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め  
る条例（平成 2 4 年大分市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 1 号及び第 1 2 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 1 9 8 条第 1 項第 2 号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査  
及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による  
審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、  
同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第 2 0 3 条の 4 第 1 項第 2 号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

## 議第 65 号

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月26日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 66 号

大分市立認定こども園条例の一部改正について

大分市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月26日 提出

大分市長 足立 信也

大分市立認定こども園条例の一部を改正する条例

大分市立認定こども園条例（令和2年大分市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大分市立かないけ認定こども園	大分市金池町三丁目1番90号
----------------	----------------

」

を

「

大分市立かないけ認定こども園	大分市金池町三丁目1番90号
大分市立しんかすがまち認定こども園	大分市新春日町一丁目2番8号

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（大分市児童福祉施設等に関する条例の一部改正）



2 大分市児童福祉施設等に関する条例（昭和39年大分市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表保育所の部大分市新春日町保育所の項中

「

大分市新春日町一丁目2番8号

」

を

「

大分市顕徳町一丁目14番14号

」

に改める。

3 大分市児童福祉施設等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表保育所の部大分市新春日町保育所の項を削る。

（大分市立幼稚園条例の一部改正）

4 大分市立幼稚園条例（昭和39年大分市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表大分市立春日町幼稚園の項を削る。

#### 提案理由

大分市立しんかすがまち認定こども園を設置いたしたく本案を提出する。

議第 67 号

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正について

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

令和5年6月26日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年  
大分市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第28条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第34条中「婦人相談所等」を「女性相談支援センター等」に改める。

第39条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、令  
和6年4月1日から施行する。

（大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正）

- 2 大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年大分市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

## 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

## 議第 68 号

大分市火災予防条例の一部改正について

大分市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月26日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市火災予防条例の一部を改正する条例

大分市火災予防条例（昭和38年大分市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第 2 3 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

別表第 7 を次のように改める。

#### 別表第 7 削除

##### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 1 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 1 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の大分市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 1 1 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 2 3 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 7 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 3 3 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 2 3 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 2 3 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い所要の改正をするとともに、喫煙所における標識の設置義務等について見直しをいたしたく本案を提出する。

議第 69 号

大分市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について

大分市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月26日 提出

大分市長 足立 信也

大分市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

大分市学校給食費の管理に関する条例（令和3年大分市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「除く」の次に「。以下同じ」を加える。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、中学校及び義務教育学校の後期課程の生徒に提供する学校給食に係る学校給食費（学校給食費負担者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものその他の規則で定める学校給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る学校給食費を除く。）については、徴収しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に提供する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に提供する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。



## 提案理由

中学校及び義務教育学校の後期課程の生徒に提供する学校給食に係る学校給食費を徴収しないことといたしたく本案を提出する。

議第 70 号

市長の退職手当の額について

大分市常勤特別職の退職手当支給条例（平成8年大分市条例第1号）第3条の規定に基づき、市長の退職手当の額を次のとおり定める。

令和5年6月26日 提出

大分市長 足立 信也

退職手当の額 24,875,000円

提案理由

令和5年3月2日をもって退職した市長佐藤樹一郎の退職手当の額を定めたく本案を提出する。

議第 7 1 号

他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させる  
ることに関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づ  
き、次のとおり豊後大野市の公の施設を大分市の住民の利用に供させる。

令和 5 年 6 月 2 6 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地

名 称 三重全天候型運動場

所在地 豊後大野市三重町赤嶺 2 6 4 6 番地

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

豊後大野市が負担する。

提案理由

豊後大野市の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供させたく本案を提出  
する。

議第 72 号

特定事業契約の締結について

次のとおり特定事業契約を締結する。

令和5年6月26日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 新環境センター整備事業   |
| 2 業務の概要  | 設計業務<br>施工業務<br>維持管理業務<br>運営業務  |
| 3 契約の方法  | 総合評価一般競争入札  |
| 4 契約の金額  | 89,549,580,162円<br>(内訳)<br>(1) 施設整備費相当額<br>59,087,545,283円<br>(2) 維持管理費及び運営費相当額<br>30,462,034,879円<br>ただし、上記金額が金利変動、物価変動及び消費<br>税法等の改正により変更された場合は、変更後の額<br>とする。 |
| 5 契約の相手方 | 大分市三佐六丁目2番50号<br>株式会社 大分クリーンシステム<br>代表取締役 永 田 俊 美   |
| 6 契約の期間  | 契約締結の日から令和29年3月31日まで  |

7 支払期間及び方法

建設一時払金

令和7年から令和9年まで年1回（最終年は、2回）、  
合計4回支払

整備割賦払金及び運営業務に係る対価

令和9年から令和29年まで年4回（初年及び最終  
年は、1回）、合計78回支払

提案理由

新環境センター整備事業について特定事業の契約を締結いたしたく、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により本案を提出する。

議第 73 号

工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結する。

令和5年6月26日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 契約の目的 大南地区スポーツ施設施設整備工事
- 2 工事の概要 運動施設工  
野球場、サッカー場及びテニスコート整備  
整備面積 33,457平方メートル  
構造物土工  
舗装工  
排水構造物工  
縁石工  
管理施設工  
電気設備工  
建築施設工  
給水施設工
- 3 契約の金額 1,665,260,300円
- 4 工 期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日  
完成 令和7年3月31日
- 5 契約の相手方 大分市城崎町二丁目3番32号  
大分県土地開発公社  
理事長 山本 修司

## 提案理由

大南地区スポーツ施設施設整備工事について委託契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 74 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月26日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 契約の目的 大分市立大道小学校屋内運動場長寿命化改修及び職員室  
増築工事
- 2 工事の概要 長寿命化改修工事  
鉄骨一部鉄筋コンクリート平家建  
延面積 885.75平方メートル  
増築工事  
屋内運動場玄関部分  
鉄骨平家建  
延面積 43.99平方メートル  
職員室部分  
鉄骨平家建  
延面積 60平方メートル
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 259,532,460円
- 5 工 期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日  
完成 令和6年3月15日
- 6 契約の相手方 大分市城崎町一丁目3番28号  
豊國建設株式会社  
代表取締役 池 邊 紘一郎



## 提案理由

大分市立大道小学校屋内運動場長寿命化改修及び職員室増築工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 75 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月26日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 契約の目的 大分市立植田小学校屋内運動場長寿命化改修工事
- 2 工事の概要 長寿命化改修工事  
鉄骨一部鉄筋コンクリート平家建  
延面積 885.75平方メートル  
増築工事  
鉄骨平家建  
延面積 8.4平方メートル
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 211,430,076円
- 5 工 期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日  
完成 令和6年2月29日
- 6 契約の相手方 大分市城崎町一丁目3番28号  
豊國建設株式会社  
代表取締役 池 邊 紘一郎

提案理由

大分市立植田小学校屋内運動場長寿命化改修工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 76 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月26日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 契約の目的 大分市立駕野小学校屋内運動場長寿命化改修工事
- 2 工事の概要 長寿命化改修工事  
鉄骨一部鉄筋コンクリート平家建  
延面積 885.75平方メートル  
増築工事  
鉄骨平家建  
延面積 8.4平方メートル
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 212,535,180円
- 5 工期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日  
完成 令和6年2月29日
- 6 契約の相手方 大分市大字久原796番地の1  
株式会社 平和建設  
代表取締役 藤田 哲司

提案理由

大分市立駕野小学校屋内運動場長寿命化改修工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 77 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月26日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 契約の目的 大分市営陸上競技場改修工事
- 2 工事の概要 施工面積 8,542平方メートル  
舗装工  
競技施設工
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 178,081,904円
- 5 工 期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日  
完成 令和5年12月20日
- 6 契約の相手方 朝日・太陽特定建設工事共同企業体  
代表構成員  
大分市豊海四丁目3番19号  
朝日工業テクノス株式会社  
代表取締役社長 瀬 尾 直 樹  
構成員  
大分市豊海三丁目8番9号  
株式会社 太陽  
代表取締役 銚之原 俊 文

## 提案理由

大分市営陸上競技場改修工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 78 号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を次のように認定し、及び廃止する。

令和5年6月26日 提 出

大分市長 足 立 信 也

認定する市道路線

路 線 名	起 点	終 点
片島32号線	大字片島 1003番 1地先	大字片島 1003番 16地先
森町14号線	大字森町 1184番 9地先	大字森町 1184番 9地先
角子原一丁目1号線	角子原一丁目 180番 4地先	角子原一丁目 180番 6地先
明野北猪野線	明野北五丁目 918番 3地先	大字猪野 901番 1地先

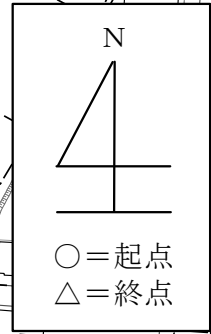
廃止する市道路線

路 線 名	起 点	終 点
明野北猪野線	明野北五丁目 918番 3地先	大字猪野 850番 1地先

提案理由

市道路線を認定し、及び廃止いたしたく道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により本案を提出する。

# 市道片島32号線認定図

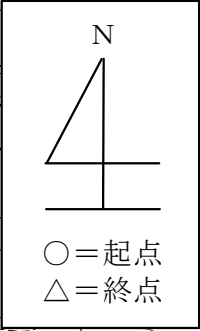


# 市道森町14号線認定図





# 市道角子原一丁目1号線認定図



大在北一丁目

角子原一丁目

大在西小学校

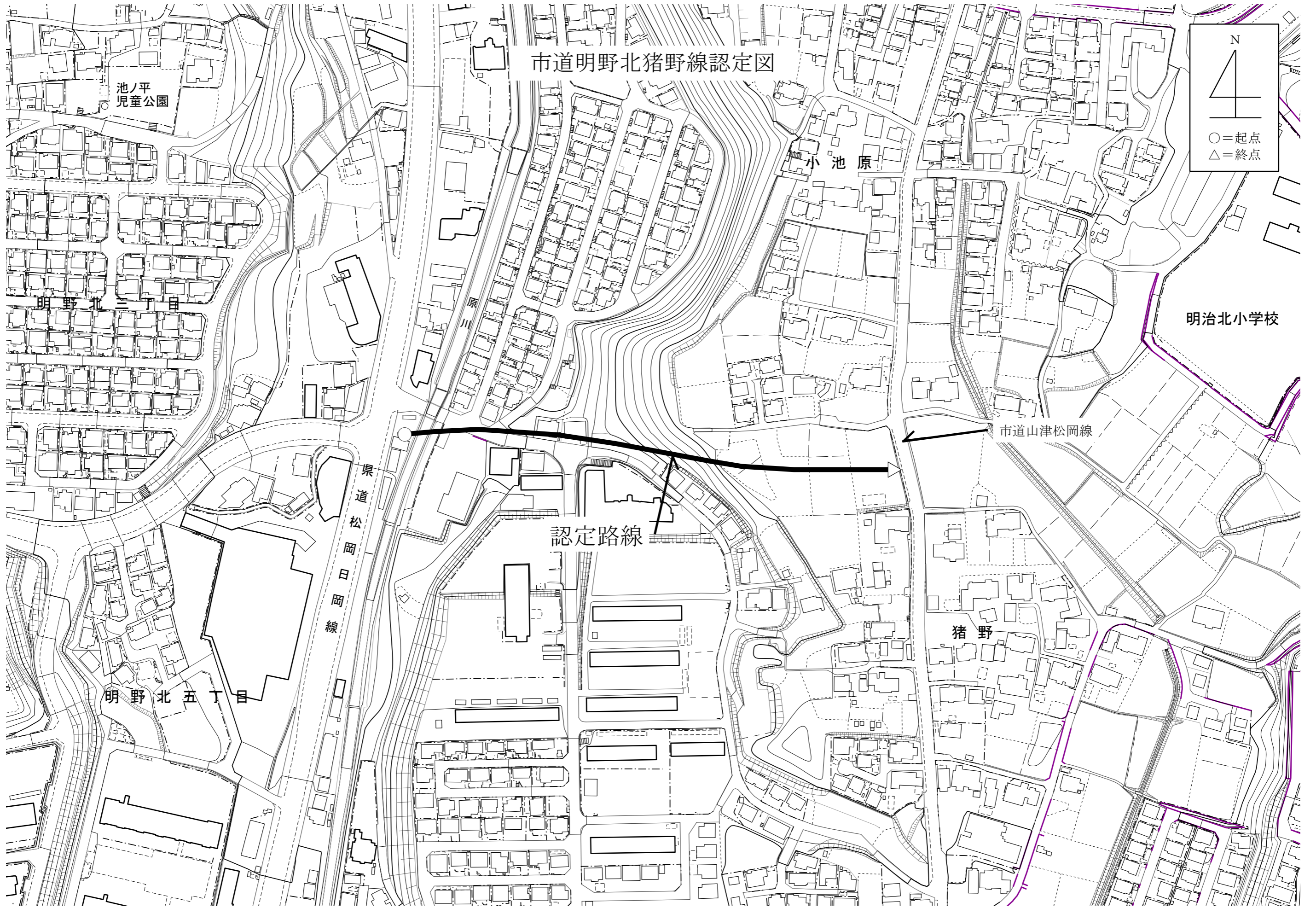
認定路線

市道角子原14号線

高地公園

JR日豊本線

花江川



市道明野北猪野線認定図

N

○=起点  
△=終点

認定路線

明治北小学校

市道山津松岡線

猪野

池ノ平  
児童公園

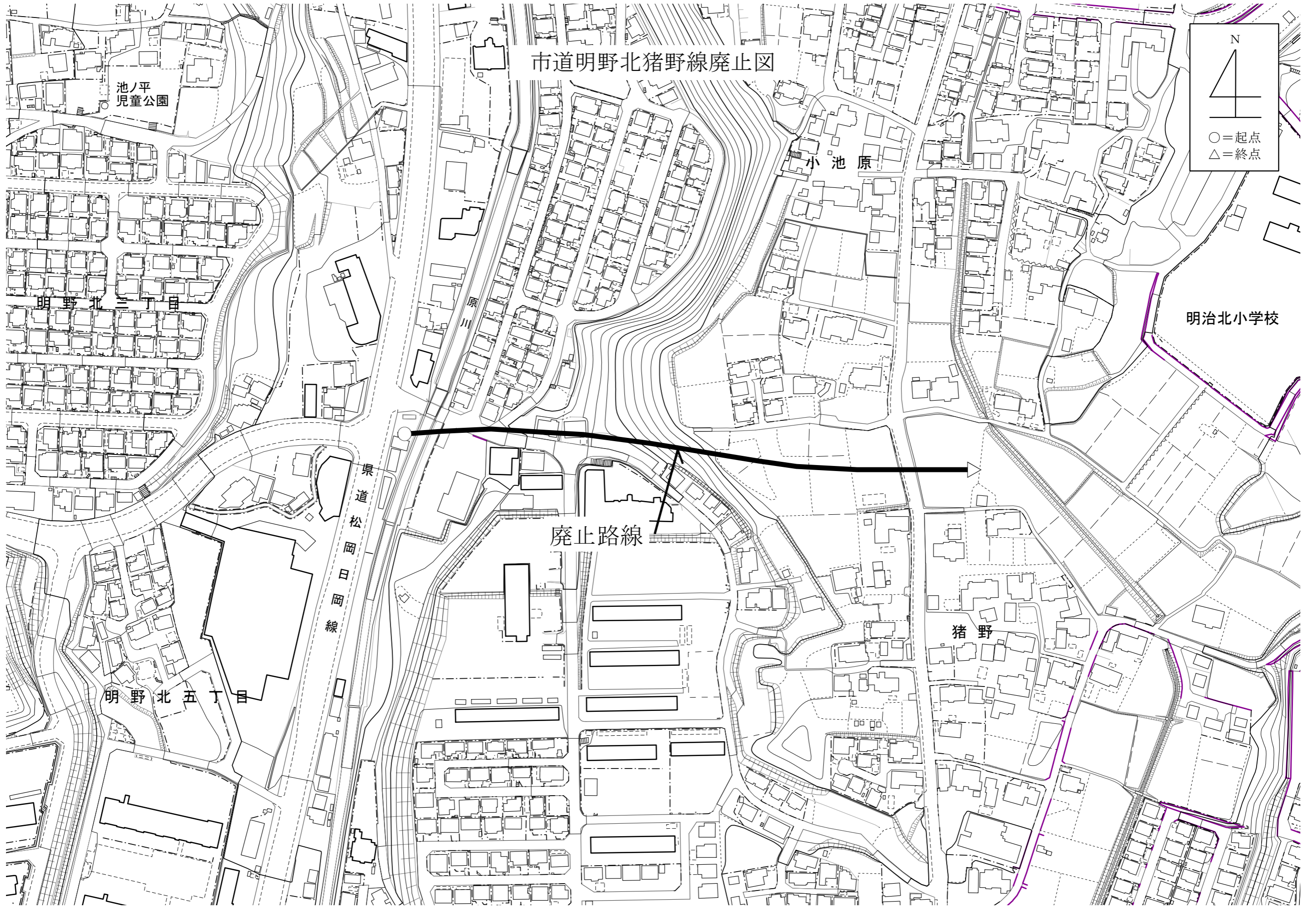
明野北  
三丁目

明野北  
五丁目

県道  
松岡日岡線

原川

小池原



市道明野北猪野線廃止図

N

○=起点  
△=終点

廃止路線

明治北小学校

猪野

県道松岡日岡線

池ノ平児童公園

明野北三丁目

明野北五丁目

小池原

## 議第 79 号

### 損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

令和5年6月26日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 賠償の相手方 福岡県朝倉市  
A
- 2 賠償金額 524,150円
- 3 事件の概要

令和4年10月7日午後1時30分頃、大分市王子南町51番の月極駐車場において、清掃業務課のごみ収集車が方向転換しようとして後退した際、同駐車場に駐車していたAさんを使用者とする軽乗用車に接触し、車両に損害を与えたもの。

### 提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

報第 9 号

専決処分した事件の承認について

大分市税条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき令和5年3月31日をもって次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月26日 提出

大分市長 足立 信也

大分市税条例の一部を改正する条例

大分市税条例（昭和38年大分市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第81条第1項及び第5項並びに第84条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第14条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第14条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、

同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項を削る。

附則第14条の3第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第19条の4中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第21条の2を削り、附則第21条の2の2を附則第21条の2とする。

附則第21条の5第3項を削る。

附則第24条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属す

る年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第25条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の大分市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項

において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の大分市税条例附則第21条の2及び第21条の5第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第24条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19条の4の規定の適用については、同条中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。



報第 10 号

専決処分した事件の承認について

大分市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき令和5年3月31日をもって次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月26日 提出

大分市長 足立 信也

大分市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大分市国民健康保険税条例（昭和38年大分市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第24条の2中「第24条の4において」を「第24条の4第1項において」に改める。

第24条の4第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条第3項及び第24条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。